

公的研究費運営及び管理規程

2020年11月27日施行

2021年4月1日改定

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

理事長 三浦 和彦

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会（以下、「本会」と記す。）が設置する富士山環境研究センター（以下、「研究センター」と記す。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費：「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定）に定める競争的資金等をいう。
- (2) 研究者：本会の会員及び本会の施設設備を利用して研究を行う者をいう。

(責任体制)

第3条 理事長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し最終的な責任を負う。

- 2 研究センター長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関し、全体を統括する実質的な権限を有しその責任を負う。
- 3 研究センター第1研究部長は、公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者とする。
- 4 研究センター第1研究部長を、研究倫理教育責任者と定める。

(組織及び研究を行う職)

第4条 研究活動を行う組織及び研究活動に実際に従事するものは次のとおりとする。

- (1) 組織：富士山環境研究センター
- (2) 研究者：富士山環境研究センターに所属する研究部長、主任研究員、研究員、シニアリサーチフェロー、特任研究員、受託研究員、共同研究員、ポストドクトラル研究員

(研究計画の策定)

第5条 研究者は、公的研究費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法

人日本学術振興会等が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを理事長に提出するものとする。

(研究の実施)

第 6 条 研究者は、公的研究費による研究を行う場合は、研究センターの活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第 7 条 研究者は、公的研究費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第 8 条 公的研究費による研究を行う研究者は、公的研究費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを理事長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第 9 条 公的研究費の研究計画調書の取りまとめは本会事務局の総務担当、補助金の経理管理等の事務は本会事務局の経理担当が所掌する。

- 2 総務担当は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 総務担当は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 4 総務担当は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。
- 5 経理担当は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究室に納品させる。

(内部監査)

第 10 条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 内部監査は、本会の監事が行う。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約 10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(教育)

第 11 条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、公的研究費の運営・管理に

関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、公的研究費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

（法令等の遵守）

第 12 条 研究者は、公的研究費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の公的研究費に関するルールを遵守するものとする。

附則

1. この規程は、平成 31 年 1 月 5 日から施行する。
2. この規程は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。
3. この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。